

地域資源利用型産業創出緊急対策事業（新規）

【19,256（0）百万円】

対策のポイント

農林水産業関連施設等への太陽光パネルの設置に係る経費を支援します。
また、離島など条件不利地域において、農林バイオマス3号機など先進的な技術の導入を支援します。

（農山漁村における自然エネルギーの潜在力）

太陽の恵みに溢れた農山漁村では畜舎や倉庫といった既存の資源を太陽光発電により活用することが可能です。例えば50頭規模の酪農経営であれば畜舎の屋根に太陽光パネルを設置することにより、年間の消費電力を賄うことが可能です。

（我が国におけるバイオマスの利活用状況）

我が国には、農産物の非食用部分、家畜排せつ物、林地残材等の未利用バイオマスが豊富に存在しており、これらの有効活用が課題となっています。

政策目標

自然エネルギーやバイオマスを活用した新産業の育成等による農業・農村の潜在力の発揮と低炭素社会の実現

<内容>

1. 太陽光パネルの設置促進

農山漁村の太陽光エネルギーを活用しつつ、省エネ・省コスト化と地球温暖化防止を実現するため、農作物の保冷倉庫や畜舎、バイオマス変換施設など、農林水産業に関連する施設等への太陽光パネルの設置を支援します。

2. 高効率バイオマス変換施設の実証

離島等における地域資源の有効活用、エネルギーの地産地消に向けて、燃料や電力の供給を同時に行える小型バイオマス変換施設として、世界最高クラスの変換効率を持つ農林バイオマス3号機等の最先端のバイオマス変換施設の実証を支援します。

補助率：定額（10/10、2/3、1/2、1/3）

事業実施主体：民間団体

事業実施期間：平成21年度～平成25年度（基金造成）

【担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（03-3502-8458（直））】

農林漁業者、農業生産法人、農協、地方公共団体等の皆様へ

太陽光パネルの設置を補助します！



経営コストの削減！低炭素社会の実現！を目指しましょう。

- ・20kWの太陽光パネル設置で、年間45万円以上の電気料金が節約できます。
(牛50頭規模の畜舎)
- ・パネル構造が簡単で維持管理が容易です。(耐用年数20年以上)
- ・断熱効果で冷暖房費の軽減も期待できます。

建物の屋根等を活用！



カントリーエレベータ



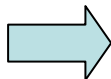
集落排水施設



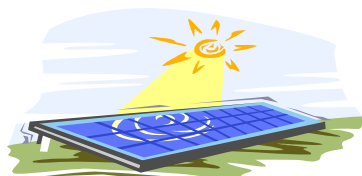
畜舎



保冷倉庫



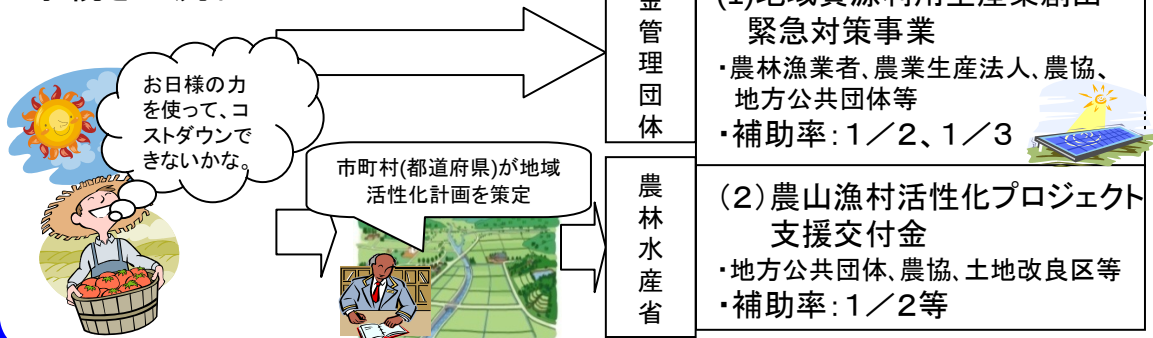
緊急対策として国が直接支援！



太陽光パネルを設置

注：農林水産業に関連する施設が対象となります。

手続きの流れ



お問い合わせ先

(1)農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

担当：松尾、上條 TEL:03-3502-8458 FAX:03-3502-8274

(2)農林水産省農村振興局農村整備官

担当：前田、谷口 TEL:03-6744-2209 FAX:03-3501-8358

作成日：平成21年5月1日

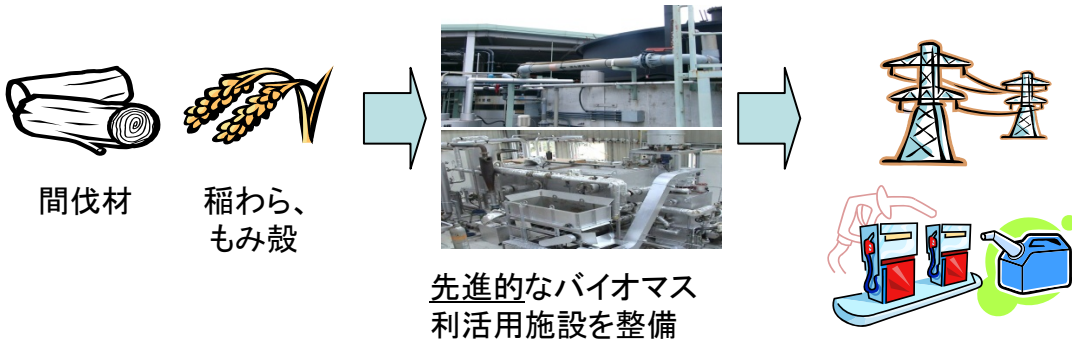
先進的なバイオマス利活用施設整備を補助します！
※ 運転経費は全額国が負担します。

地域に眠るバイオマス資源を有効活用し、エネルギーを地産地消しましょう！

緊急対策として国が直接整備します！

地域の未利用バイオマスを活用！

電力・燃料を地産地消！



事業対象

地域の未利用バイオマスの活用を促進しようとする
民間事業者及び地方公共団体

※事業要件

- ・技術の実証を必要とする先進的な取組みであること
- ・原料供給から製品・エネルギー利用までの地域の体制が整備されること

手続きの流れ



基金
管理
団体

○地域資源利用型産業創出
緊急対策事業

- ・民間事業者、地方公共団体等
- ・補助率：施設整備費2／3、1／2
運転経費10／10

お問い合わせ先

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

担当：松尾、上條 TEL:03-3502-8458 FAX:03-3502-8274

作成日：平成21年5月1日

バイオマス実証実験ベンチプラントの設置

【550百万円】

対策のポイント

食料供給と両立できる持続可能なバイオ燃料の生産を推進するためには、第2世代バイオ燃料の技術開発の加速化が必要です。

このため、実証試験を行うためのプラントを導入して技術開発を加速し、第2世代バイオ燃料の早期の実用化を目指します。

(バイオ燃料とは)

バイオ燃料とは、バイオマスを原料として製造される自動車等の燃料のことです。

(第2世代バイオ燃料とは)

食料の安定供給に悪影響のない、間伐材や稲わら等を原料とするバイオ燃料です。

第2世代バイオ燃料の研究開発を推進することが洞爺湖サミットのG8首脳声明に盛り込まれています。

政策目標

- 国産バイオエタノールの生産コストを半分以上に削減(100円/Lを目指す)

<内容>

バイオ燃料低コスト生産技術の実用化に向けた技術開発の加速化

第2世代バイオ燃料である間伐材や稲わら等を原料としたエタノールを製造するための糖化、発酵、蒸留等の各工程の要素技術(研究成果として得られた候補技術)を組み合わせて、一貫システムとして実証試験を行うベンチプラントを導入することにより、現在「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」において取り組んでいる、第2世代バイオ燃料の技術開発を加速化します。

(事業実施主体：民間団体等)

[担当課：農林水産技術会議事務局研究開発官(環境)(03-3502-0536(直))]

森林吸収源対策をはじめとする森林の整備・保全の推進
－森林整備事業・治山事業－

【１００，０００百万円】

対策のポイント

森林吸収目標達成のための追加的な間伐、木材の搬出コストの低減等に必要な路網整備や、集中豪雨、地震等により発生した集落周辺の荒廃地等における治山施設の設置等を実施します。

（森林吸収源対策を取り巻く現状）

- ・森林吸収目標１３００万炭素トンの達成に必要な間伐を進めるため、必要な財源の確保、地方負担、個人負担の軽減に取り組んでいます。

（我が国の山地災害の発生状況等）

- ・山地災害発生箇所数 約３，６００箇所/年（平成１５～１９年における平均値）
- ・「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）作業部会報告書（平成１９年４月６日公表）」では、地球温暖化の進行により「強い降雨現象の頻度が増す可能性は非常に高く、洪水の危険性を増加させる。」とされており、山地災害の発生リスクの増加が懸念されています。

政策目標

森林整備事業

- ① ２００７年～２０１２年の６年間で３３０万haの間伐を実施。
- ② １００年先を見据え、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進



京都議定書第１約束期間（２００８年から２０１２年）における
森林吸収目標１３００万炭素トンの達成

治山事業

- 山地災害による被害の軽減（「犠牲者ゼロ」）

<内容>

１．森林整備事業

森林吸収目標達成のための間伐等を更に積極的に進めるとともに、間伐材をはじめとする木材の搬出コストの低減等に不可欠な路網等の開設・改良等を実施し、森林吸収目標の達成と林業・木材産業の振興等を通じた雇用機会の創出と山村地域の活性化を図ります。

【森林整備事業（公共） ７９，０００百万円】

２．治山事業

集中豪雨、地震、台風等により発生した集落周辺の荒廃地等において、治山施設の設置や機能の低下した保安林の整備を実施し、地域の安全・安心の確保を図るとともに、雇用の創出や森林吸収目標の達成にも寄与します。

【治山事業（公共） ２１，０００百万円】

※ 今回の対策では、地方負担について軽減措置が講じられる見込みです。

〔担当課：林野庁計画課（０３－３５０１－３８４２（直））〕

森林整備加速化・林業再生事業（新規）
（緑の産業再生プロジェクト）

【１２３，８４４百万円】

対策のポイント

都道府県に基金を造成し、定額助成方式による間伐及び路網整備、伐採から搬出・利用の一貫した取組による間伐材のフル活用、地域木材・木質バイオマスの利用を地域で一体的に進めます。

- ・京都議定書の森林吸収目標の達成に向け、間伐の推進を図っています。
- ・この間伐の促進と間伐材の有効利用のためには、林内路網の整備や高性能林業機械の導入等により、間伐コストを低減することが必要です。
- ・同時に、木材・木質バイオマスの需要拡大、間伐材の安定供給維持のためのシステムを構築することが必要です。
- ・このため、これらの総合的な取組を支援します。

政策目標

- ① 2007年～2012年の６年間で３３０万haの間伐の推進を図ります。
- ② 間伐材の徹底した活用による林業・木材産業の再生を図ります。

<内容>

都道府県に基金を造成し、地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等の幅広い関係者からなる協議会による地域の創意工夫を活かした以下のような事業の組合せによる総合的な取組に要する経費に対し支援を行います。

- ・間伐及び路網整備（定額助成）、森林境界の明確化並びに侵入竹の除去など里山再生の取組
- ・間伐材のフル活用を図るための利用拡大に対応した、製材施設・バイオマス利用施設・高性能林業機械等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化の取組
- ・学校の武道場や社会福祉施設など公共施設等での地域材利用の取組

<補助率>

定額、１／２等（都道府県に基金を造成）

- ※ 定額助成事業については、工夫次第で森林所有者等の自己負担なしでの実行が可能です。また、地方公共団体による上乘せも可能です。なお、今回の対策では、地方負担について軽減措置が講じられる見込みです。

<事業実施主体>

地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等からなる協議会

- ※ 個々の事業を実施するのは、協議会のメンバーである林業事業体等となります。

担当課：林野庁	計	画	課	（０３－３５０１－３８４２（直））
	経	営	課	（０３－３５０２－８０５５（直））
	木材産業	課		（０３－３５０２－８０６２（直））
	木材利用	課		（０３－６７４４－２２９７（直））
	整備	課		（０３－６７４４－２３０３（直））

森林整備や木材・木質バイオマス利用の取組を支援します！！

それぞれの取組内容に応じて、定額や1/2以内で助成します

(「経済危機対策」予算によりご利用いただけます。)

新たに都道府県に基金を造成し、次のような取組を支援します。

① 森林整備の取組

間伐の実施・路網整備



間伐の実施や
林道までの搬出、作業道・作業路の作設

里山の再生



侵入竹の除去、病虫獣
害対策、広葉樹植栽

森林境界の明確化



間伐のための境界特定

② 間伐材の搬出や加工流通の取組

高性能林業機械の導入



集材から造材、運搬に必要な機械の導入

木材加工流通施設の
整備



製品保管庫や
ストックポイントの整備

流通の円滑化



・運搬コスト掛かり増し助成
・バイオマス安定供給支援
・原料購入に係る利子助成

③ 木材・木質バイオマスの利用や用途開拓の取組

木造公共施設の整備



学校の武道場



社会福祉施設

熱利用施設の整備



公共施設のボイラーの改良

他の用途開拓



木炭、きのこの生産加工施設

上記の支援を受けるためには、地域の地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需用者等で構成される協議会を設立し、事業計画を作成する必要があります。

【こちらまでご相談ください】

農林水産省林野庁計画課(TEL:03-3501-3842)

① 林野庁整備課、計画課(03-6744-2303、03-6744-2300)

② 林野庁経営課、木材産業課、木材利用課(03-3502-8055、03-6744-2293、03-6744-2297)

③ 林野庁木材利用課、経営課、木材産業課(03-6744-2297、03-3502-8059、03-6744-2295)

協議会をつかって、森林整備と木材・木質バイオマスの利用拡大を進めましょう！！

1 協議会を設立します（事業開始後のメンバー追加も可能）

2 協議会において事業をとりまとめ、事業計画を作成し、都道府県に提出します。

3 都道府県から国に申請し、事業量に応じた金額の交付を受け、都道府県に基金を造成します。

4 協議会メンバーから都道府県が個別の事業申請を受け、交付決定を行い、事業を実行します。

5 年度をまたぐ事業がある場合など最大23年度まで実行可能です。

6 事業期間中の事業内容の変更など、弾力的な運用が可能です。

森林所有者の皆様へ

「森林整備加速化・林業再生事業」
一緑の産業再生プロジェクト

工夫次第でご負担なく森林の整備ができます！！

(「経済危機対策」予算によりご利用いただけます。)

森林組合等の林業事業体が皆様に代わって行う、次のような取組みを定額により助成します。これによって、皆様の所有する森林において、工夫次第では皆様の費用負担なしで、次の取組みが実行できます。

最寄りの森林組合や間伐・造林などの作業を行う事業者まで、「間伐等定額助成」について御相談ください。

① 森林の整備

間伐の実施



間伐の実施や林道までの搬出

路網整備



作業道・作業路の作設

森林境界の明確化



間伐のための境界特定

② 里山の再生

侵入竹の伐採



人工林に侵入した、
竹の伐採、整理

松くい虫被害木の処理



被害木の伐倒、薬剤
処理や防除

広葉樹林の再生



広葉樹の植栽、獣害
対策

※ 森林組合・林業事業体に対し、里山の再生のため新たに都道府県が設定する単価により一定額を助成します。

【こちらまでご相談ください】

最寄りの森林組合等の林業事業体、都道府県事務所(林務担当)

間伐・路網整備・里山再生: 農林水産省林野庁整備課(TEL: 03-6744-2303)

森林境界の明確化: 農林水産省林野庁計画課(03-6744-2300)

森林組合・林業事業体の皆様へ

「森林整備加速化・林業再生事業」
一緑の産業再生プロジェクト

間伐に加え、路網整備や里山再生のための様々な作業に対しても、
定額による助成が受けられます！

(「経済危機対策」予算によりご利用いただけます。)

次のような取組を支援します。

まずは都道府県事務所(林務担当)にご相談ください。

① 森林の整備

事業ごとに都道府県が設定した定額助成

間伐の実施



標準的な助成額:
25万円/ha

間伐の実施や林道までの搬出

路網整備



標準的な助成額:
1万4千円/m

作業道・作業路の作設

森林境界の明確化



標準的な助成額:
4万5千円/ha

間伐のための境界特定

② 機械の導入

補助率1/2以内で助成

高性能林業機械の導入



集材から造材、運搬に必要な高性能林業機械の導入

③ 里山の再生

事業ごとに都道府県が設定する単価による新たな定額助成

侵入竹の伐採



人工林に侵入した、
竹の伐採、整理

松くい虫被害木の処理



被害木の伐倒、薬剤
処理や防除

広葉樹林の再生



広葉樹の植栽、獣害
対策

※上記の支援を受けるためには、各都道府県に設置される協議会に参画する必要があります。

【こちらまでご相談ください】

都道府県事務所(林務担当)

間伐・路網整備・里山再生:農林水産省林野庁整備課(TEL:03-6744-2303)

森林境界の明確化:農林水産省林野庁計画課(TEL:03-6744-2300)

高性能林業機械:農林水産省林野庁経営課(TEL:03-3502-8055)

林野庁

市町村、木材・木質バイオマスを利用する民間事業者の皆様へ

林業者、森林組合等の原木供給者の皆様へ

「森林整備加速化・林業再生事業」
一緑の産業再生プロジェクト

木質バイオマス利用や地域材の利用拡大への支援が強化されます！！
（「経済危機対策」予算によりご利用いただけます。）

次のような取組を支援します。※赤字は新しい支援です。
まずは都道府県林務担当にご相談ください。

① バイオマス利用施設の整備

熱利用施設の整備

定額（標準的な単価）
バイオマス利用量：5万円／ m^3
（間伐材の利用量に応じた支援）



公共施設のボイラー

発電施設の整備

定額（標準的な単価）
バイオマス利用量：5万円／ m^3
（間伐材の利用量に応じた支援）



発電施設の改良

流通の円滑化

定額（標準的な単価）2年目は半額
間伐材の燃料利用：3,000円／ m^3



原木の供給者と加工業者が協定を結び、
間伐材の燃料としての利用を拡大する場
合が対象となります。

② 木造公共施設の整備

学校の武道場、社会福祉施設の整備



学校の武道場



社会福祉施設



公営住宅

定額（標準的な単価）地域材の利用：5万円／ m^3
（地域材の使用量に応じた支援）
木造公共施設の整備：13.5万円／ m^2
（建築する施設の床面積に応じた支援）

保育園や公営住宅、
派出所など対象施設
を拡充しています。

③ 特用林産施設の整備

生産加工施設の整備

1/2以内で助成



木炭や竹、きのこ等生産加工施設

④ 新たな用途の開発

地域材利用開発支援

定額



パネル・角材の強度の実証といった、地域材を利用した製品の開発

※上記の支援を受けるためには、各都道府県に設置される協議会に参画する必要があります。

【こちらまでご相談ください】

都道府県林務担当課

バイオマス利用施設、木造公共施設、間伐材の流通円滑化：

農林水産省林野庁木材産業課、木材利用課（TEL：03-6744-2297）

特用林産施設：農林水産省林野庁経営課（TEL：03-3502-8059）

地域材利用開発支援：農林水産省林野庁木材産業課（TEL：03-6744-2295）

林野庁

素材生産業者・木材加工業者の皆様へ

「森林整備加速化・林業再生事業」
一緑の産業再生プロジェクト

林業者、森林組合等の原木供給者の皆様へ

原木流通経費への支援が新たに加われます！！
（「経済危機対策」予算によりご利用いただけます。）

次のような取組を支援します。 ※赤字は新しい支援です。
まずは都道府県林務担当にご相談ください。

① 間伐材の加工、流通に必要な施設の整備を支援します。

ストックポイント

補助率1/2以内で助成

例えば、1,000万円で、約2,000㎡程度の
原木を貯留できるストックヤード(1ha程度)を
整備する場合、500万円を助成



製材・合板 加工施設

補助率1/2以内
で助成



製品保管庫

補助率1/2以内
で助成



② 運搬費・金利の負担を減らします。（原木の供給者と利用者が 協定を結び、間伐材の利用を拡大する場合が対象となります）

製材・集成材・合板用の原木流通支援

素材生産地から製材工場までの距離
が50kmを超える場合の定額助成
（最大2,000円／m³）



（1年目と2年目に実施。2年目は1年目の半額を助成）

利子助成

利子（上限利率は3%）の2/3を助成

・金融機関から借り入れる原料（立木や丸太）購入のための資金
・資金回収の長期化に対応するための
運転資金などの利子が対象です。

上記の支援を受けるためには、各都道府県に設置される協議会に参画する必要があります。

【こちらまでご相談ください】

都道府県林務担当課

農林水産省林野庁木材産業課（TEL:03-6744-2293）

林野庁